

豊山町 訪問型サービス

サービス種別	現行の訪問介護相当
実施事業所	従来の訪問介護事業所(みなし指定)
サービス対象者	原則、要支援者 (チェックリストによる事業対象者も可)
必要なケアプラン	従来と同様のケアプラン
提供するサービス	身体介護および生活介護
サービスの提供の頻度	ケアプランに基づき決定 週1~2日、利用者の状態により利用時間は異なる
事業所の指定／委託	事業所指定
基本報酬額	週1回 月1,168単位 週2回 月2,335単位 週2回以上 月3,704単位(要支援2のみ) ※既存の介護予防訪問介護と同額の報酬 ※加算体系も、既存の介護予防訪問介護と同じ
利用者負担	1割または2割の負担
事業所の請求方法 (利用者負担分を除く)	国保連経由
限度額管理の有無	限度額管理あり 要支援2 : 10,473単位 要支援1及び事業対象者 : 5,003単位
事業の担い手等	介護福祉士、介護職員書員者研修等修了者

かっぱうぎサービス
豊山町シルバー人材センター
要支援者、チェックリストによる事業対象者
簡易なケアプラン
日常生活支援 (掃除、洗濯、布団干し・取り込み、調理、買い物等)
週1回 1時間以内
委託型
1,000円／1時間
1割または2割の負担
月ごとに自己負担分を本人に請求。自己負担を除く委託料を包括支援センターに請求。
無(利用回数は週1回まで)
町が実施する高齢者日常生活支援研修を受講したシルバー人材センター会員